

令和6年度第12回杵築市農業委員会総会議事録

令和7年3月7日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江—藤—由之助
7番	石 川 文 男	8番	永—野——恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

6番 江 藤 由之助 8番 永 野 恵

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一	八坂	宮 原 宣太郎
北杵築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平	豊洋	川 崎 孝 子
豊洋	長 友 富 男	東山香	松 田 司	中	小 野 弘 文
上	阿 部 正 俊	山浦	岡 山 秀 徳	田原	野 田 由 紀
朝田	田 邊 正 義				

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由 紀 子	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 54 号	農地法第3条の申請について
議案第 55 号	農地法第4条の申請について
議案第 56 号	非農地証明願いについて

議案第 57 号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 58 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
議案第 59 号	非農地通知書の交付について
議案第 60 号	農業委員会による最適化活動の推進等について
報告第 8 号	農地法第4条許可処分 of 取消願について
報告第 9 号	農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和6年度第12回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時34分： 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員、 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、「議案第54号」から「議案第60号」までの7議案30件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第54号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。 議案書1ページをお開きください。 「議案第54号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 番号1番、申請人、譲渡人、 区、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²、合計 筆の m²。譲受人の経営面積は、田畑合わせて a。理由は、親族への贈与、親族からの受贈です。 以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
 委員	2月18日、事務局職員2名、 農地委員、私、譲渡人の さんで現地確認を行いました。申請地は、 線を から 方面に進むと があります。それを4.5km進んだ 地区の の手前を左折します。500m行き右折、750m山沿いを道沿いに上がると左側に があります。この土地は さんのお父さんが以前ミカンを作っていました、やられなくなったということで今は伐採し更地になっている土地です。その土地を さんが親族である さんへ贈与という形で、申請が出ています。 さんがその下の でミカンを作っている、その上の申請地も一緒にミカン栽培をするということで維持管理できると思います。慎重審議よろしく願いいたします。
議長	1番について、 農地委員よりご意見があればお願いします。

委員	只今、委員から説明があった通りです。さんは会社に勤めています。農業ができないということで、さんに所有権移転しようという話になったようです。非常に日当たりもよく、ミカンを作るのに最適な土地だと思います。ぜひともよろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の周辺を耕作している譲受人との間で贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲受人と譲渡人は親戚関係です。譲受人は以前から申請地の隣地でみかんの栽培を行っていることから、今回の農地取得に関して耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は隣地と併せてみかんの栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、区、歳、譲受人、区、歳。申請の土地、大字字、地番、地目、台帳、現況ともに、地積m²、合計筆のm²。譲受人の経営面積はありません。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	2番について、農地委員より説明願います。
委員	2月15日、譲受人のさん、農業委員、事務局職員2名、私の5名で現地確認を行いました。申請地は、の信号を西へ200m行き、東に100m行った道沿いです。現地は何年も譲受人のさんが耕作していました。所有者のさんが管理が困難ということで、さんに譲渡すということです。慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	2番について、農地委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明した通りです。慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、以前から申請地を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は5年程前から申請地で水稻栽培を行っており、今回の農地取得に関して耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続き水稻栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。

	以上です。
議長	次に、3 番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号 3 番、申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²、他 筆、合計 筆の m²。譲受人の経営面積は、田畑合わせて a。理由は、兄への贈与、弟からの受贈です。 以上です。
議長	3 番について、 農地委員より説明願います。
 委員	2 月 15 日、 さん親子、 農業委員、事務局職員 2 名、私で現地確認を行いました。申請地は、 の反対側の の敷地に沿ってあります。以前 さんの親が贈与でもらっていましたが、管理が困難ということで、近隣に住む兄の さんに贈与するということです。管理は さんが以前から行っていました。よろしく願いいたします。
議長	3 番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 委員が説明した通りです。兄弟で贈与するということで、特に問題ないと思います。よろしく願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な弟さんから申請地の近隣に居住するお兄さんへ贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は申請地近隣に居住していることから、今回の農地取得にあたり耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後はトマト・ナスなどの野菜の栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4 の許可基準一覧をご覧ください。番号 3 番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、 さんの農地法第 3 条第 2 項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4 番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号 4 番、申請人、譲渡人、 区、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、 、現況、 、地積 m²、他 筆、合計 筆の m²。譲受人の経営面積は、田畑合わせて a。理由は、管理が困難、経営規模拡大です。 以上です。
議長	4 番について、 農業委員より説明願います。
 委員	2 月 25 日、事務局職員 2 名、 委員、 さんと現地確認をしました。申請地は、 から 2km 入った を少し過ぎたところを左に入って 1km くらいのところです。近くに輪菊栽培をしているところのハウスの間です。現地は山林になっていますが、開拓をしてミカン等を植

	件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号6番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■a。理由は、親族への贈与、親族からの受贈です。 以上です。
議長	6番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	2月19日、■■■委員、事務局職員2名、■■■■さんと現地確認を行いました。申請地は、■■■の■■■■を過ぎて最初の■■■を渡り、200mほど行ったところが■■■と■■■、■■■過ぎて■■■■を左折し300mほど行ったところを右折し、その後左折したところが■■■と■■■です。戻って、右折したところが残りの筆になります。親族からの贈与ということで、前々から借りていまして、■■■■さんが作っていましたので、問題ないと思います。以上です。
議長	6番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	只今、■■■委員が説明した通りです。きれいに耕作されていたので問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の周辺を耕作している譲受人との間で贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲受人と譲渡人は親戚関係です。譲受人は以前から申請地を借りて水稻栽培を行っていることから、今回の農地取得に関して耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は隣地と併せて水稻や野菜の栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号6番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号7番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。

	以上です。
議長	7 番について、農地委員より説明願います。
委員	2 月 19 日、農業委員、事務局職員 2 名、私、さんの代理人の方と現地確認を行いました。申請地は、から線をに約 8km 行ったところに交差点があります。右折し、方面に行きますが、その手前 300m くらいのところを左折し進むこと 700m で集落があります。さんはすでにの他の地区に住んでおり、今回隣に住むさんがさんの空き家と一緒に購入し管理したいということです。審議のほどよろしくをお願いします。
議長	7 番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明した通りです。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の周辺を耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲渡人と譲受人はもとご近所さん同士であり、譲渡人が所有する空き家と併せて農地の管理をお願いしたいとのことです。譲受人は申請地周辺でお米や野菜を作っていることから、今回の農地取得に関して耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後はカボスの栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4 の許可基準一覧をご覧ください。番号 7 番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第 3 条第 2 項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、8 番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号 8 番、申請人、譲渡人、歳、譲受人、区、歳。申請の土地、大字字、地番、地目、台帳、現況ともに、地積 m^2、他筆、合計筆の m^2。譲受人の経営面積は、田畑合わせて a。理由は、親族への贈与、親族からの受贈です。 以上です。
議長	8 番について、農地委員より説明願います。
委員	2 月 17 日、事務局職員 2 名、農業委員、私と 4 名で現地確認を行いました。申請地は、から 1km 弱のところの左右にあります。右側は前から水道を作っていますが、左側の山の方は水がなく、自己管理でお願いしますと言われました。後継者もいるので、問題ないと思います。慎重審議よろしくお願いします。
議長	8 番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	譲渡人のさんのお父さんの時代にさんが 40 年くらい、申請地のを作っていて、は 4 年くらい前までは水稻を植えていましたが、水の便が悪くなって水稻

	をやめていましたが、池の復旧がなされて、今年からしようかなという話を聞いています。よろしくご審議お願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の周辺を耕作している譲受人との間で贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲受人と譲渡人は親戚関係です。譲受人は以前から申請地の隣地で水稻栽培を行っていることから、今回の農地取得に関して耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は隣地と併せて水稻や野菜の栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号8番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第54号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第54号」について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第54号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第55号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の■■■■です。よろしくお願いします。議案書4ページをお開きください。 「議案第55号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 番号1番、申請者、■■■■区、■■■■、■■歳、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■㎡。申請内容、農業用施設用地として。申請理由、申請地近隣でお米や野菜を作っており、経営規模拡大を図るため、申請地を農業用倉庫・苗置場・駐車場・進入路として造成して利用したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
委員	2月19日、■■■■農業委員、事務局職員2名、申請者の■■■さん、私で現地確認を行いました。 申請地は、■■■■から■■■■線を■■■■方面に約5km進み、■■■の交差点を左折し、市道に入ります。約2km行っところの市道の下にあります。理由は、事務局が説明した通りです。よろしくお願いします。

議長	1 番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 委員が説明した通りです。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者の さんは、申請地の向かい側で建設業を営む傍ら水稻栽培を行っており、昭和 59 年に父からの贈与により申請地を取得しています。 以前から申請地近隣でお米や野菜を作っていましたが、自宅の裏にある農業用倉庫が狭く、作業効率が悪いとため、申請地を農業用倉庫・苗置場・駐車場・進入路として造成して利用する計画です。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第 2 種農地」と判断されます。「第 2 種農地」は農地以外の土地や第 3 種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、自宅に近く効率的に利用できること、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。 なお、本件は農業用施設用地への転用であることから、農業振興地域からの除外については不要となります。 次に、一般基準です。 申請地の北側は公衆用道路、東側は河川、南側は公衆用道路、西側は公衆用道路にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地 筆 ㎡に、農業用倉庫 棟 ㎡、進入路 ㎡、苗置場兼駐車場 ㎡を建築・造成する計画です。 排水計画につきましては、南側にある既設の側溝に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第 55 号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 55 号」については、農地法第 4 条第 1 項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 55 号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に「議案第 56 号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。

議長	1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 5 ページをお開きください。 「議案第 56 号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号 1 番、申請者、[] 区、[]。申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 [] m²、他 [] 筆、合計 [] 筆の [] m²。申請地の状況は原野及び雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、[] については、平成 15 年頃まではお米を作っていたが、水捌けが悪く管理も困難なことから、やむなく耕作を断念した。[] については、隣接する会社の駐車場用地として造成して貸してしまったとのことです。 以上です。
議長	1 番について、[] 農地委員より説明願います。
委員	2 月 18 日、事務局職員 2 名、[] 農業委員、私、申請者の [] さんの 5 名で現地確認を行いました。申請地は、[] 線を [] 方面に行き、[] と [] の信号機を左折し、[] 線を [] の方に行きますと [] 地区に入り、右側に小さな会社が田んぼの中にあります。その前と後ろの田になります。[] が会社です。[] さんが所有している土地を取得されて会社が来ています。[] は水捌けが悪く、[] は駐車場として貸しているということです。非農地証明が出たら会社が購入するということです。慎重審議よろしくご審議お願いします。
議長	1 番について、[] 農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、[] 委員が説明した通りです。[] さんは [] をやっており、農業はやっておりません。[] でも田んぼを 1 枚借りています。昼間寝て、夜働くということで、農業はできないということです。その中でこの話があったということで、問題ないと思います。草がボウボウで年間 [] 万くらい草刈りにかかるそうです。慎重審議よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を 2 月 18 日に、[] 農地委員、[] 農業委員と確認しました。 申請者は、平成 3 年に父からの相続により申請地を取得しています。[] については、平成 15 年頃まではお米を作っていましたが、水捌けが悪く機械が沈んでしまい、農地としての利用が困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 なお、[] については、隣接する会社の駐車場用地として造成して貸してしまったとのことで、申請者からの始末書が提出されています。 申請地の現況は、証明書発行基準第 2 の 4 及び 2 の 5 に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、隣接する会社へ売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号 2 番、申請者、[] 区、[]。申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地

	目、■■■、地積 ■■■ m²、他 ■■■ 筆、合計 ■■■ 筆の ■■■ m²。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成元年頃まではお米や野菜を作っていたが、傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	2 番について、■■■ 農地委員より説明願います。
■■■ 委員	2 月 18 日、■■■ 委員、私、事務局職員で現地確認を行いました。申請地は、■■■ ■■■ から ■■■ の前を通り 200m 行ったところに ■■■ があります。その付近です。平成元年から何も作っていないということです。それまではお米や野菜を作っていましたが、それから 40 年余りたっているので、荒れ地、山になっており、元に戻せない状況になっていました。非農地証明願いの申請をよろしくお願いいたします。
議長	2 番について、■■■ 農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■ 委員	只今、■■■ 農地委員が説明した通りです。■■■ さんのところの息子さんと私が同級生です。非農地証明が出ましたら息子さんに継承と聞いています。よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を 2 月 18 日に、■■■ 農地委員、■■■ 農業委員と確認しました。 申請者は、昭和 47 年に母からの相続により申請地を取得しています。平成元年頃まではお米や野菜を作っていましたが、高齢になったこと、傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第 2 の 4 に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に山林として管理するとのことです。 以上です。
議長	次に、3 番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号 3 番、申請者、■■■ 区、■■■。申請の土地、大字 ■■■ 字 ■■■、地番 ■■■、地目、■■■、地積 ■■■ m²、合計 ■■■ 筆の ■■■ m²。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、令和元年頃までは野菜を作っていたが、傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	3 番について、■■■ 農地委員より説明願います。
■■■ 委員	2 月 20 日、■■■ 農業委員、事務局職員 2 名、私、申請者の ■■■ さんと現地確認を行いました。申請地は、■■■ 線を ■■■ 方面に向かい、■■■ の交差点のところになりますが、右に行くと ■■■ の ■■■ があり、■■■ 方面に歩道がありますが、■■■ 方面に向かい右の方を歩いていきますと上に ■■■ が 2 つあります。2 つ目の ■■■ を斜め上に上ったところですが。理由につきましては、先ほど事務局が説明した通りです。ご審議お願いします。
議長	3 番について、■■■ 農業委員よりご意見があればお願いします。

委員	只今、委員が説明した通りです。よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を2月20日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、平成25年に父からの相続により申請地を取得しています。令和元年頃までは前所有者の父が豆や芋などの野菜を作っていましたが、高齢になったこと、傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に原野として管理するとのことです。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請者、区、。申請の土地、大字字、地番、地目、地積m^2、他筆、合計筆のm^2。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成26年頃まではお米を作っていたが、傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	4番について、農地委員より説明願います。
委員	2月19日、農業委員、事務局職員、申請者の方、私で現地確認を行いました。申請地は、線を方面に約10km進んだところにがあります。右折し、南に4km行ったところに地区があります。さんは米とユズを作っており、ユズを主体において、お米は減反して荒廃するようになりました。ゆずに力を入れていたのですが、高齢のために非農地証明をお願いしたいということです。よろしくお願いいたします。
議長	4番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明した通りです。よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を2月19日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、昭和44年に父からの相続により申請地を取得しています。平成26年頃まではお米を作っていましたが、高齢になったこと、傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地は、令和7年1月20日付けで農用地区域からの除外を申請しており、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に原野として管理するとのことです。 以上です。

議長	次に、5 番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号 5 番、申請者、[] 区、[]。申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 [] m²、合計 [] 筆の [] m²。申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、前所有者である父が、昭和 57 年頃に自宅を建築する際に宅地の一部として造成してしまったとのことです。 以上です。
議長	5 番について、[] 農地委員より説明願います。
[] 委員	2 月 17 日、事務局職員 2 名、[] 農業委員、申請者の [] さんと私の 5 名で現地確認を行いました。一昨年お父さんが亡くなったことにより、名義変更していてわかったということです。私たちが見てもわからないだろうなという位置なので、問題ないと思います。慎重よろしく願いいたします。
議長	5 番について、[] 農業委員よりご意見があればお願いします。
[] 委員	只今、[] 委員が説明した通りです。[] は昔倉庫が建ってイまして、反対側 [] を圃場整備したときに混ざってしまっていて、お父さんが家を建てたときにそのまましてしまったような感じです。問題ないと思います。よろしく願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を 2 月 17 日に、[] 農地委員、[] 農業委員と確認しました。 申請者は、令和 5 年に父からの相続により申請地を取得しています。前所有者である父が昭和 57 年頃に自宅を建築する際に、農地であることに気づかず宅地の一部として造成してしまったとのことで、申請者からの始末書が提出されています。 申請地の現況は、証明書発行基準第 2 の 5 に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に宅地として管理するとのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第 56 号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 56 号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 56 号」については、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第 57 号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局	議案書 7 ページをお開きください。 「議案第 57 号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定によりこれを決定することについて意見を求める。番号 1 番 2 番につきましては関連がありますので、一括して説明させていただきます。 ア．利用権の設定 番号 1 番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■■㎡。設定期間は■■年新規で、借人の経営面積は田・畑あわせて■■■a です。 番号 2 番、申請人、貸人、■■■■、■■■■（持分 2 分の 1）、■■■■、■■■■（持分 2 分の 1）、借人、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■㎡。設定期間は■■年新規で、借人の経営面積は田・畑あわせて■■■a です。 番号 1 番 2 番ともに農地の管理が困難な貸人と、もとご近所さん同士で申請地近隣で水稻栽培を行っている借人との間で賃借の話がまとまったため、相対での利用権設定を行うものです。耕作作物は水稻となっております。 農地利利用集積計画（案）の総数は、合計■■筆の■■■■㎡です。相対契約は今回この 2 件となります。 なお、前回の総会の際にご案内させていただきましたが、今回の案件をもちまして、土地の貸し借りについては相対契約での受付を終了し、以降は農用地利用集積等促進計画に伴う公社通しでの利用権設定に一本化されますのでご報告します。委員の皆様におかれましては、地域住民の方から農地の貸し借りの相談を受けた際には、公社通しでの利用権設定に誘導していただければ幸いです。申請窓口につきましては、市役所本庁舎 1 階にあります農林水産課の農地保全係となりますが、事前相談として農業委員会事務局にご案内していただければ幸いです。引き続き農地の集積活動にご協力いただきますようお願い致します。 以上です。
議長	只今、「議案第 57 号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 57 号」については、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 57 号」については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第 58 号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の 1 番から 4 番及び 9 番についてを議題といたします。番号 1 番から 4 番及び 9 番については、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に抵触しますので、■■■■委員には退出していただきたいと思います。
	< ■■■■委員 退出 >

議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 8 ページをお開きください。 「議案第 58 号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項に係る農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。 ア. 利用権の設定（公社への貸付） 番号 1 番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、他[]筆、合計[]筆の[]㎡、設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、公社のためありません。借人の公社の説明につきましては重複しますので、以降は説明を省略させていただきます。 番号 2 番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、他[]筆、合計[]筆の[]㎡、設定期間は[]年新規です。 番号 3 番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、他[]筆、合計[]筆の[]㎡、設定期間は[]年新規です。 続きまして議案書 9 ページをお開きください。 番号 4 番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、他[]筆、合計[]筆の[]㎡。設定期間は[]年新規です。 続きまして議案書 11 ページをお開きください。 イ. 利用権の設定（公社からの貸付） 番号 9 番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借受人、[]区、[]。対象農地は、杵築市[]及び[]、[]筆、[]㎡です。土地の詳細についてですが、議案書 8 ページ番号 1 番から 9 ページ番号 4 番までの土地になります。 続きまして議案書 12 ページをお開きください。 番号 9 番の詳細になります。借受人の[]さんは地元の認定農業者です。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は[]年新規、耕作作物は水稻となっております。詳細につきましては各自でお読み取りください。 以上です。
議長	只今、「議案第 58 号」の番号 1 番から 4 番及び 9 番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 58 号」の番号 1 番から 4 番及び 9 番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 58 号」の番号 1 番から 4 番及び 9 番については、「意見なし」として報告します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた[]委員に、事務局より議事への参加を要請して

	下さい。
	< 〇〇〇〇 委員 入室 >
議長	次に、「議案第 58 号」の 7 番、8 番及び 12 番についてを議題といたします。番号 7 番、8 番及び 12 番については、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に抵触しますので、〇〇〇〇 委員には退出していただきたいと思います。
	< 〇〇〇〇 委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 10 ページをお開きください。 番号 7 番、申請人、貸人、〇〇〇〇 区、〇〇〇〇。申請の土地、大字 〇〇 字 〇〇、地番 〇〇、地目、〇、地積 〇〇〇 m²、合計 〇 筆の 〇〇〇 m²、設定期間は 〇 年新規です。 番号 8 番、申請人、貸人、〇〇〇〇 区、〇〇〇〇。申請の土地、大字 〇〇 字 〇〇、地番 〇〇、地目、〇、地積 〇〇〇 m²、他 〇 筆、合計 〇 筆の 〇〇〇 m²。設定期間は 〇 年新規です。 続きまして議案書 11 ページをお開きください。 番号 12 番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借受人、〇〇〇〇 区、〇〇〇〇〇〇〇〇。対象農地は、杵築市 〇〇、〇 筆、〇〇〇 m²です。土地の詳細についてですが、議案書 10 ページ番号 7 番・8 番の土地になります。 続きまして議案書 15 ページをお開きください。 番号 12 番の詳細になります。借受人の 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 さんは地元の認定農業者です。利用権の種類は賃借権、設定期間は 〇 年新規。耕作作物は水稻となっております。詳細につきましては各自でお読み取りください。 以上です。
議長	只今、「議案第 58 号」の 7 番、8 番及び 12 番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 58 号」の 7 番、8 番及び 12 番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 58 号」の 7 番、8 番及び 12 番については、「意見なし」として報告します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた 〇〇〇〇 委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< 〇〇〇〇 委員 入室 >
議長	次に、「議案第 58 号」5 番、6 番及び 10 番、11 番についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局	議案書 9 ページをお開きください。 番号 5 番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■㎡。設定期間は■■年新規です。 続きまして議案書 11 ページをお開きください。 番号 10 番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借受人、■■■■区、■■■■。対象農地は、杵築市■■■■、■■筆、■■■㎡です。土地の詳細についてですが、議案書 9 ページ番号 5 番の土地になります。 続きまして議案書 13 ページをお開きください。 番号 10 番の詳細になります。借受人の■■■■さんは地元の認定農業者です。利用権の種類は賃借権、設定期間は■■年新規。耕作作物は飼料用米となっております。詳細につきましては各自でお読み取りください。 続きまして議案書 9 ページをお開きください。 番号 6 番、申請人、貸人、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■㎡。設定期間は■■年再設定です。 続きまして議案書 10 ページをお開きください。 今回の大分県農業農村振興公社への貸し付けは、番号 1 番から 8 番までの合計■■筆、■■■㎡。貸し手農家数■■戸、借り手農家数■■戸。ア．利用権の設定面積は、■■■㎡です。 続きまして議案書 11 ページをお開きください。 番号 11 番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借受人、■■■■区、■■■■。対象農地は、杵築市■■■■、■■筆、■■■㎡です。土地の詳細についてですが、議案書 9 ページ番号 6 番の土地になります。 今回の大分県農業農村振興公社からの貸し付けは、番号 9 番から 12 番までの合計■■筆■■■㎡。貸し手農家数■■戸、借り手農家数■■戸、イ．利用権の設定面積は、■■■㎡です。 続きまして議案書 14 ページをお開きください。 番号 11 番の詳細になります。借受人の■■■■さんは地元の認定農業者です。利用権の種類は使用賃借権、設定期間は■■年再設定。耕作作物は水稻となっております。詳細につきましては各自でお読み取りください。 以上です。
議長	只今、「議案第 58 号」の 5 番、6 番及び 10 番、11 番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 58 号」の 5 番、6 番及び 10 番、11 番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 58 号」の 5 番、6 番及び 10 番、11 番については、「意見なし」として報告します。

議長	次に、「議案第 59 号」「非農地通知書の交付について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。よろしくお願いいたします。 16 ページをご覧ください。 「議案第 59 号」「非農地通知書の交付について」農地利用状況調査において、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に「該当しない」と判断した下記の農地に対し、非農地通知書を交付してよい か意見を求める。 先日の委員会で非農地通知の内容を説明しましたが、こちらで選んだ候補地に対し、意向調査の結果、所有者より、非農地通知書の発出について異論がないと回答を得たので、「農地に該当しない」と判断した農地です。今回は大字[]の農地になります。合計[]筆、[]㎡。 農地に「該当しない」と判断した理由は、利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれないためです。 筆の詳細については各自でご覧ください。 以上です。
議長	只今、「議案第 59 号」について、事務局の説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 59 号」については、これを交付することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 59 号」については、これを交付することに決します。
議長	次に、「議案第 60 号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 17 ページと別紙「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」をご覧ください。 「議案第 60 号」「農業委員会による最適化活動の推進等について」令和 4 年 2 月 25 日付け農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、下記のとおり「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」を作成したので、農業委員会等に関する法律第 37 条の規定に基づき、これを公表することについて意見を求める。 それでは、内容について説明します。 農業委員会による最適化活動の推進等については、毎年、目標及びその達成に向けた活動計画と活動の点検・評価の結果を市のホームページで公表するよう通知されています。 また、公表後は速やかに、県を通じて国に公表内容を報告することになっているため、今回皆さんにご審議いただくものです。 それでは別紙「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」をご覧ください。 内容としては、農林水産課からいただいた資料や、農林業センサス、農地の集積状況、農地利用状況調査や、農地の移動があった調査結果を基に作成しています。なお、説明につきましては、要約していきたいと思います。 まず 1 ページ目についてですが、これは令和 7 年 4 月 1 日現在の状況です。

	農家数などは農林業センサスの数字、耕地面積は農林水産課が調査した数字を記載しています。2 ページは、担い手への集積の実績についてです。 まず (1) 農地の集積ですが、面積につきましては、農地中間管理機構等へ集積した面積で農林水産課が取りまとめたものとなっています。 令和 7 年度は 134ha の集積を目標とし、令和 14 年度に集積率 80% 達成を目標としています。 (2) 遊休農地の解消は、今年度、委員さんに調査いただいた遊休農地の実績です。今年度の緑区部の 13.6ha のうち、新たに発生した 7.9ha を来年度の目標として遊休農地の解消に努めていきます。 次に 3 ページ、(3) 新規参入の促進ですが、過去 3 年間の新規参入者の実績と農地の移動があった 3 条と利用権の農地の移動があった実績となっています。 令和 6 年度は 16 件の新規参入がありましたが、主に空き家の取得と同時に農地を取得したケースが大部分を占めています。 次に 2. 最適化活動の目標ですが、委員さん 1 人につき、月 10 日の活動を目標としています。活動内容としては、遊休農地の解消、農地の集積、新規就農者への PR などを目指しています。 ここの活動は活動記録簿と直結した内容となりますので、活動記録簿の記入にご協力ください。 なお、まだ 3 月中ということで、3 月末の数字が確定していない部分があります。その関係でどうしても数字が変わってしまう部分があるかもしれませんが、その時は改めて報告させていただきます。 説明は以上です。
議長	只今、「議案第 60 号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 60 号」について、これを公表することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 60 号」は、これを公表することに決します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第 8 号」、「報告第 9 号」がありますので、まず「報告第 8 号」「農地法第 4 条許可処分の取消願いについて」、事務局より報告願います。
事務局	議案書 18 ページをお開きください。 「報告第 8 号」「農地法第 4 条許可処分の取消願いについて」下記の土地について、農地法第 4 条許可処分の取消願いが提出されたので、報告します。 申請者、 区、 、 歳、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m²、合計 筆の m²。申請内容、網置場用地として。申請理由、申請地は、令和 4 年 5 月 17 日付けで農地法第 4 条により網置場用地として転用許可されたが、土地の造成を業者に依頼したところ、申請地の地盤が軟弱であり、沈下が生じる恐れがあることが判明した。網置場用地としての利用を断念し、今後は畑として利用したいとのことです。 以上です。

議長	次に「報告第9号」について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 19 ページをお開きください。 「報告第9号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」。 下記の土地について農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。番号1番4番が相对契約の解約、番号2番3番5番6番7番8番が公社通しの利用権の解約になります。 番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、他[]筆、合計[]筆の[]㎡です。理由は借人の都合で、耕作の見込みがなくなったため、非農地証明願で地目変更を行った後に息子へ名義変更を行うためです。 番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。理由は貸人の都合で、他の耕作者との間で利用権設定を結び直すためです。 続きまして議案書 20 ページをお開きください。 番号3番、申請人、貸人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。理由は貸人の都合で、他の耕作者との間で利用権設定を結び直すためです。 番号4番、申請人、貸人、[]、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、他[]筆、合計[]筆の[]㎡です。理由は貸人の都合で、農地法第3条に伴う所有権移転を行うためです。 番号5番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。理由は貸人の都合で、他の耕作者との間で利用権設定を結び直すためです。 番号6番、申請人、貸人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。理由は貸人の都合で、他の耕作者との間で利用権設定を結び直すためです。 続きまして議案書 21 ページをお開きください。 番号7番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、他[]筆、合計[]筆の[]㎡です。理由は貸人の都合で他の耕作者との間で利用権設定を結び直すためです。 番号8番、申請人、貸人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、他[]筆、合計[]筆の[]㎡です。理由は貸人の都合で他の耕作者との間で利用権設定を結び直すためです。

	以上です。
議長	以上をもちまして、令和 6 年度第 12 回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10 時 51 分： 終了)